
令和元年度
行政対象暴力に関する
アンケート
(調査結果)

令和元年10月

調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
調査機関	一般社団法人輿論科学協会

はじめに

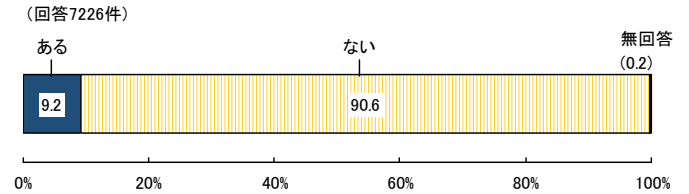
本資料は、行政対象暴力の現状を把握し、今後の対策のあり方を検討するために、令和元年7月から8月にかけて、国の行政機関の地方支分部局等及び全国の自治体を対象に、暴力団等反社会的勢力による不当な要求等の実態、これに対する行政機関の対応、行政機関からの警察、弁護士会、暴力追放運動推進センターに対する要望等をアンケート調査した結果をとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各行政機関等の関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

II 調査結果の概要

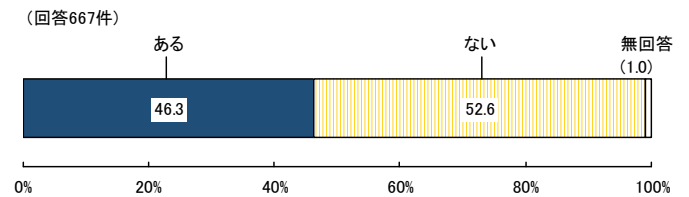
1 不当要求等の有無

過去に、許認可・指導監督・公金支給等の権限行使、入札・随意契約、機関紙（誌）の購読・物品の購入等に関して違法な行為や不当要求（以下「不当要求等」という）を受けた経験の有無をたずねると、「ある」が9.2%（667件）となっている。

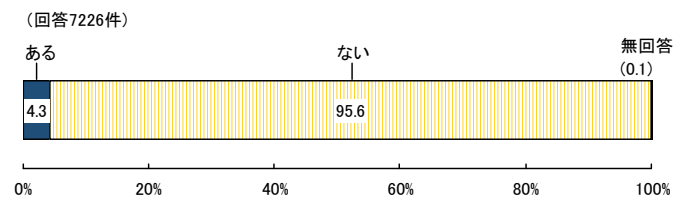


2 最近1年間における不当要求等の有無

過去に不当要求等を受けたことが「ある」と答えた667件に、最近1年間に不当要求等があったかをたずねると、「ある」が46.3%（309件）となっている。



最近1年間に不当要求等が「ある」とした309件は、本アンケートにおける全回答者7,226件の4.3%である。



【参考：最近1年間に不当要求を受けた経験】

	平成25年	平成27年	令和元年
調査対象	国の機関	自治体	国の機関及び自治体
回収数	2,919件	2,905件	7,226件
ある	57件	94件	309件
比率	2.0%	3.2%	4.3%

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。

① 調査方法 郵送法

- ② 調査対象 (1) 国の行政機関の地方支分部局等
3,400 機関
- (2) 全国の自治体 1,788 団体（都道府県、市町村及び特別区）における
10,728 部門（1 団体につき総務、公共事業、環境、福祉、不動産、教育関係の6部門にあてアンケート6通を送付）
- (1)(2)の合計 14,128 の機関及び部門

③ 調査時期 令和元年7月

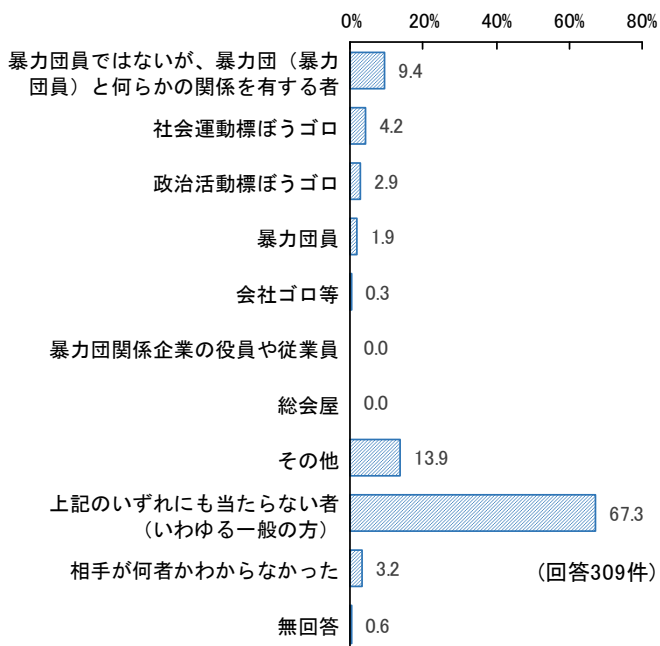
2 回収結果

調査票の回収数は、7,226 通（回収率 51.1 %）であった。

3 最近1年間に不当要求等を行ってきた者

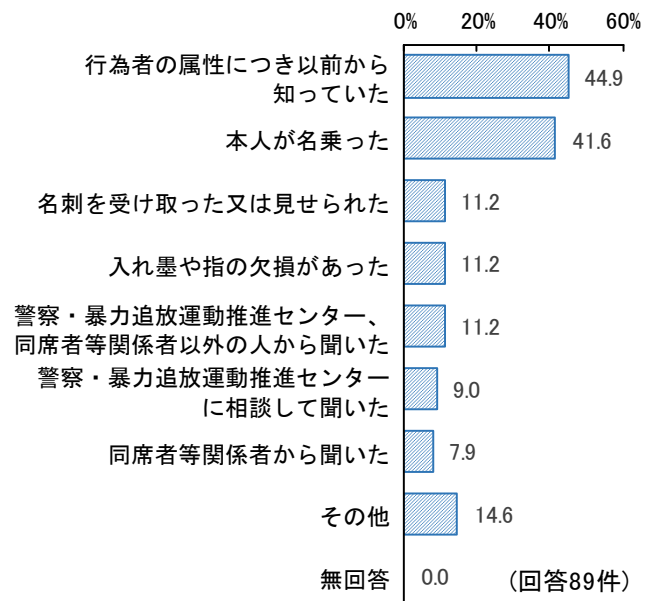
(複数回答可)

最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた309件に、不当要求等を行ってきた者をたずねると、「上記のいずれにも当たらない者(いわゆる一般の方)」が67.3%と最も多く、以下「暴力団員ではないが、暴力団(暴力団員)と何らかの関係を有する者」(9.4%)、「社会運動標ぼうゴロ」(4.2%)、「政治活動標ぼうゴロ」(2.9%)と続く。



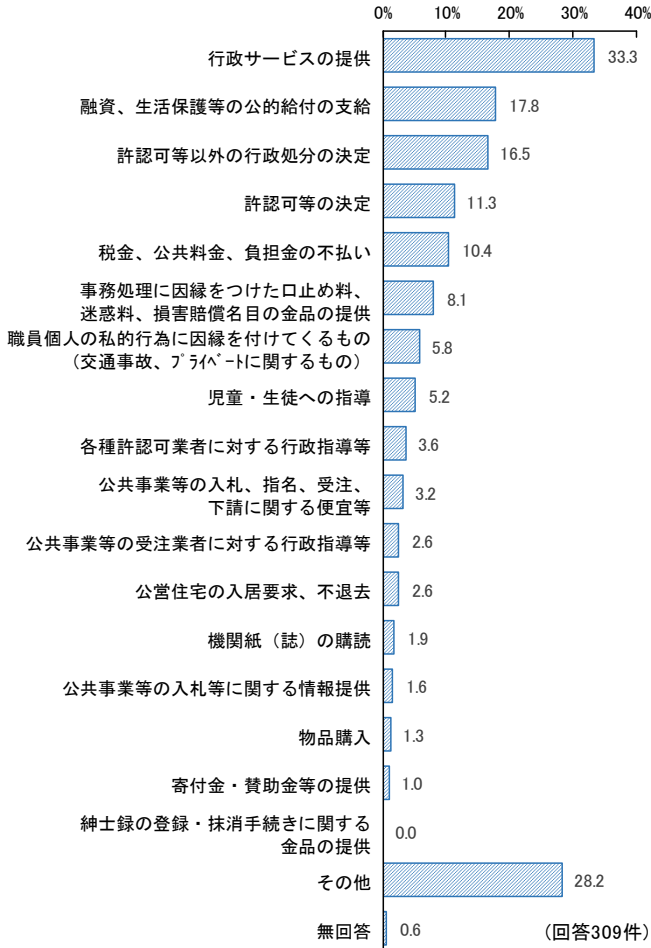
3-1 最近1年間の不当要求者の属性を認識した理由について(複数回答可)

最近1年間に不当要求等を行ってきた者が暴力団等の属性であると認識した89件に、認識できた理由をたずねると、「行為者の属性につき以前から知っていた」が44.9%と最も多く、以下「本人が名乗った」(41.6%)、「名刺を受け取った又は見せられた」、「入れ墨や指の欠損があった」、「警察・暴力追放運動推進センター、同席者等関係者以外の人から聞いた」(いずれも11.2%)と続く。



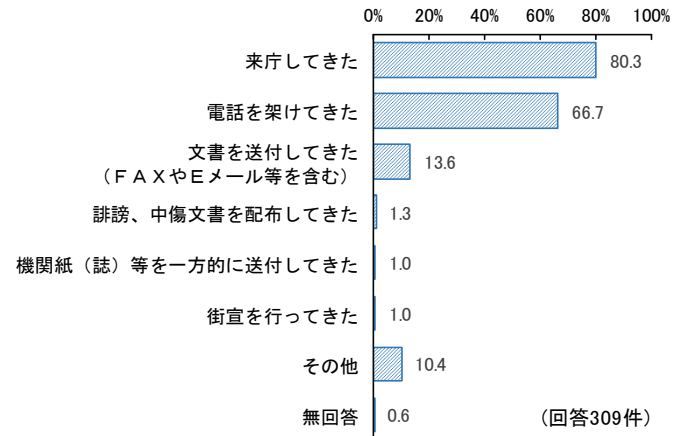
4 最近1年間の不当要求等の内容(複数回答可)

最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた309件に、不当要求等の内容をたずねると、「行政サービスの提供」が33.3%と最も多く、以下「融資、生活保護等の公的給付の支給」(17.8%)、「許認可等以外の行政処分決定」(16.5%)、「許認可等の決定」(11.3%)と続く。



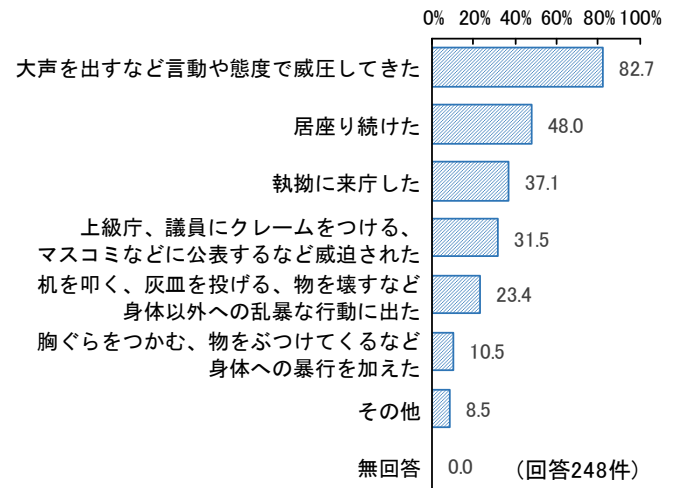
5 最近1年間の不当要求等の態様(複数回答可)

最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた309件に、不当要求等の態様をたずねると、「来庁してきた」が80.3%と最も多く、以下「電話を架けてきた」(66.7%)、「文書を送付してきた(FAXやEメール等を含む)」(13.6%)と続く。



5-1 来庁時の態様(複数回答可)

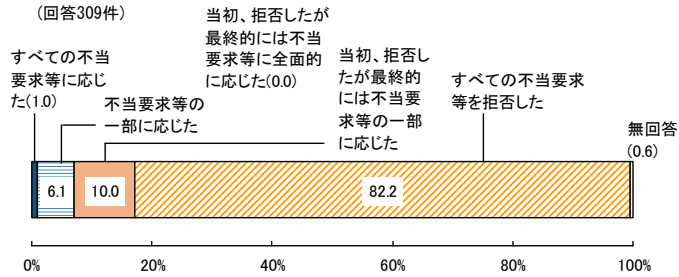
最近1年間に不当要求等があり、要求者が「来庁してきた」と答えた248件に、来庁時の相手方の不当要求等の態様をたずねると、「大声を出すなど言動や態度で威圧してきた」が82.7%と最も多く、以下「居座り続けた」(48.0%)、「執拗に来庁した」(37.1%)、「上級庁、議員にクレームをつける、マスコミなどに公表するなど威迫された」(31.5%)と続く。



6 最近1年間の不当要求等への対処の仕方

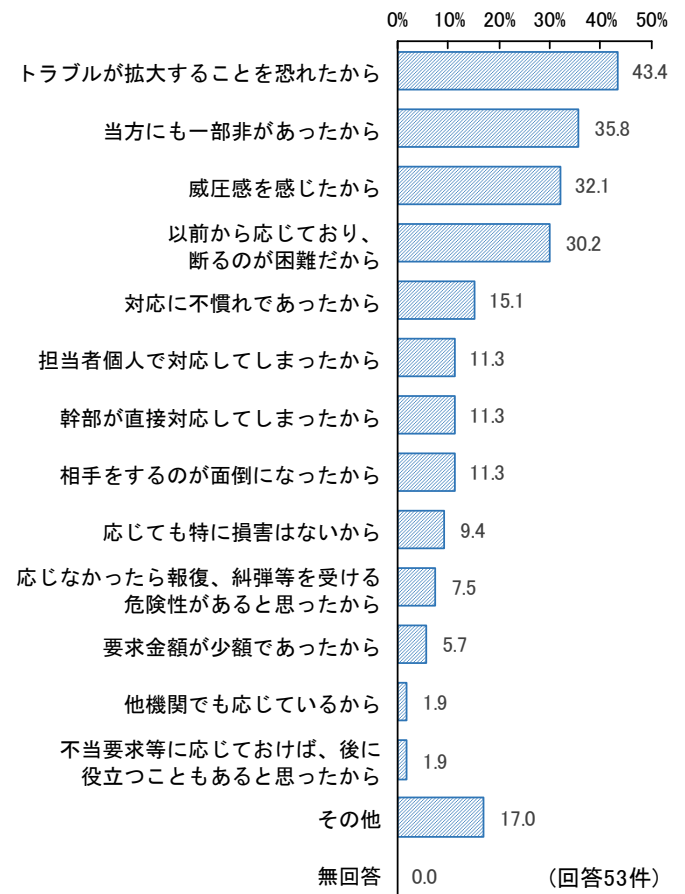
最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた 309 件に、不当要求等の問題にどのように対処したかをたずねると、「すべての不当要求等を拒否した」が 82.2 % (254 件) となっている。

一方、「当初、拒否したが最終的には不当要求等の一部に応じた」が 10.0 % (31 件)、「不当要求等の一部に応じた」が 6.1 % (19 件)、「すべての不当要求等に応じた」が 1.0 % (3 件) となっている。



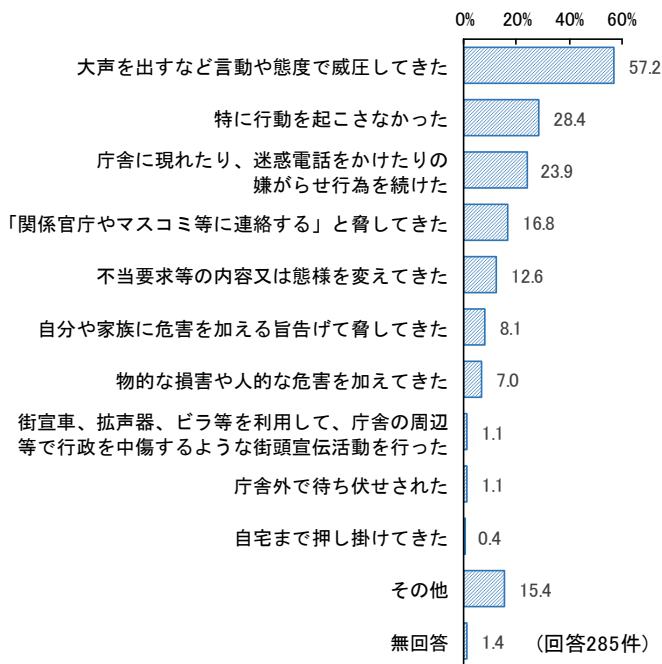
6-1 不当要求等に応じた理由(複数回答可)

最近1年間に不当要求等があり、「すべての不当要求等に応じた」、「不当要求等の一部に応じた」、「当初、拒否したが最終的には不当要求等に全面的に応じた」、「当初、拒否したが最終的には不当要求等の一部に応じた」と答えた 53 件に、不当要求等に応じた理由をたずねると、「トラブルが拡大することを恐れたから」が 43.4 % と最も多く、以下「当方にも一部非があったから」(35.8 %)、「威圧感を感じたから」(32.1 %)、「以前から応じており、断るのが困難だから」(30.2 %) と続く。



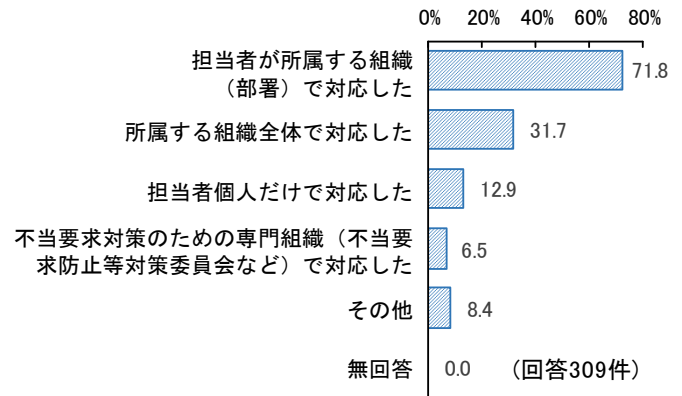
6-2 不当要求等を拒否した場合の相手方の具体的な行動(複数回答可)

最近1年間に不当要求等があり、「当初、拒否したが最終的には不当要求等に全面的に応じた」、「当初、拒否したが最終的には不当要求等の一部に応じた」、「すべての不当要求等を拒否した」と答えた285件に拒否したときに相手はどうしたかをたずねると、「大声を出すなど言動や態度で威圧してきた」が57.2%と最も多く、以下「特に行動を起こさなかった」(28.4%)、「庁舎に現れたり、迷惑電話をかけたりの嫌がらせ行為を続けた」(23.9%)、「『関係官庁やマスコミ等に連絡する』と脅してきた」(16.8%)と続く。



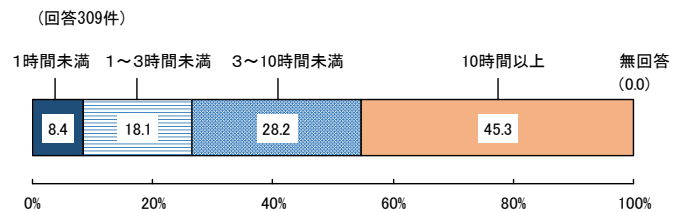
7 最近1年間の不当要求等への対応(複数回答可)

最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた309件に、不当要求等にどの様に対応したかをたずねると、「担当者が所属する組織(部署)で対応した」が71.8%と最も多く、以下「所属する組織全体で対応した」(31.7%)、「担当者個人だけで対応した」(12.9%)、「不当要求対策のための専門組織(不当要求防止等対策委員会など)で対応した」(6.5%)と続く。



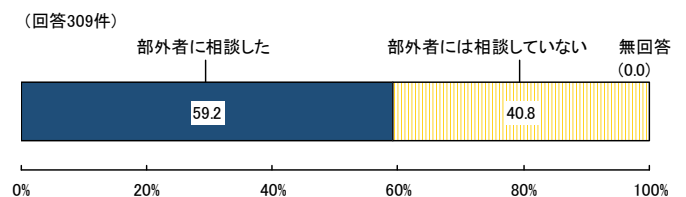
8 最近1年間の不当要求等の対応に要した時間

最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた309件に、不当要求等の対応を余儀なくされた延べ時間をたずねると、「10時間以上」が45.3%と最も多く、以下「3~10時間未満」(28.2%)、「1~3時間未満」(18.1%)、「1時間未満」(8.4%)と続く。



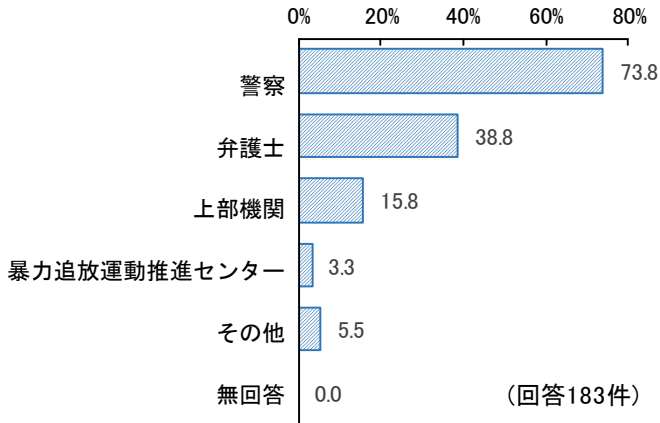
9 最近1年間の不当要求等への対処に際して部外者への相談の有無

最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた309件に、不当要求の対処に際して部外者に相談したかをたずねると、「部外者に相談した」が59.2%(183件)、「部外者には相談していない」が40.8%(126件)となっている。



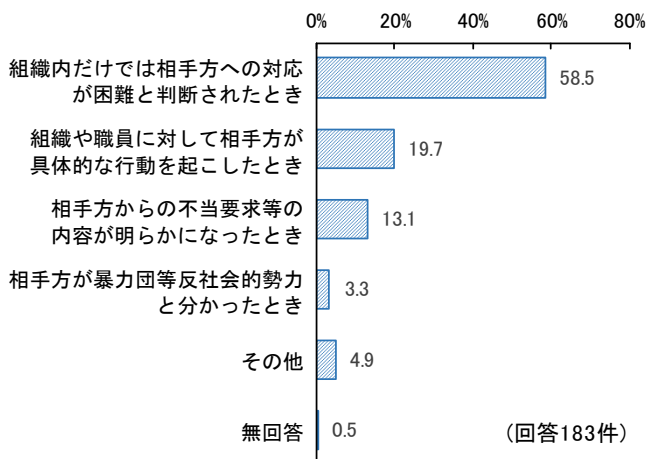
9-1 対処に際しての相談先(複数回答可)

最近1年間に不当要求等があり、「部外者に相談した」と答えた183件に、相談先をたずねると、「警察」が73.8%と最も多く、以下「弁護士」(38.8%)、「上部機関」(15.8%)、「暴力追放運動推進センター」(3.3%)と続く。



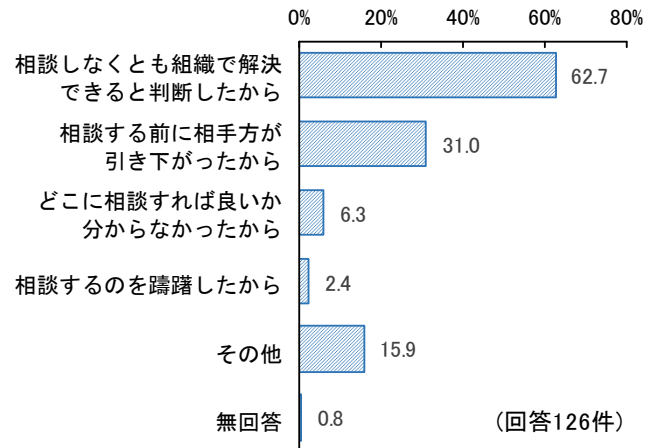
9-2 部外者への相談時期

最近1年間に不当要求等があり、「部外者に相談した」と答えた183件に、相談時期をたずねると、「組織内だけでは相手方への対応が困難と判断されたとき」が58.5%と最も多く、以下「組織や職員に対して相手方が具体的な行動を起こしたとき」(19.7%)、「相手方からの不当要求等の内容が明らかになったとき」(13.1%)、「相手方が暴力団等反社会的勢力と分かったとき」(3.3%)と続く。



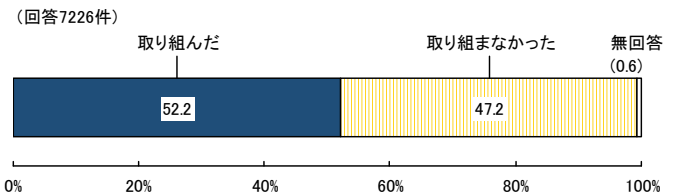
9-3 部外者に相談しない理由(複数回答可)

最近1年間に不当要求等があり、「部外者には相談していない」と答えた126件に、相談しなかった理由をたずねると、「相談しなくとも組織で解決できると判断したから」が62.7%と最も多く、以下「相談する前に相手方が引き下がったから」(31.0%)、「どこに相談すれば良いか分からなかったから」(6.3%)、「相談するのを躊躇したから」(2.4%)と続く。



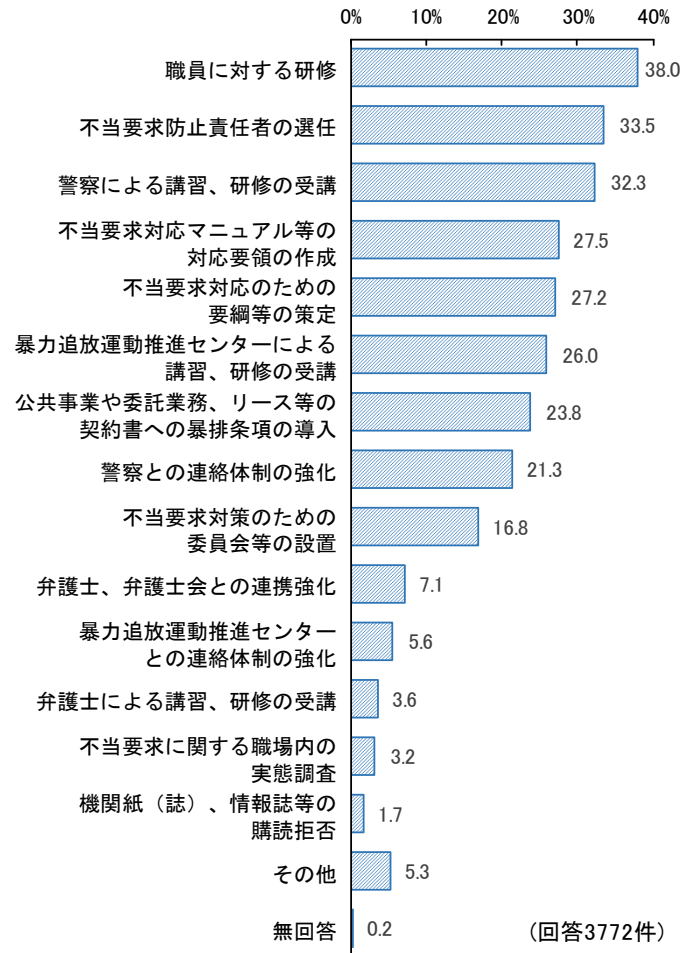
10 不当要求等対策の取組の有無

すべての回答者に、前回調査以降(国~平成25年6月以降、地方自治体~平成27年6月以降)に不当要求等への対策に取り組んだかをたずねると、「取り組んだ」が52.2%(3,772件)、「取り組まなかった」が47.2%(3,412件)となっている。



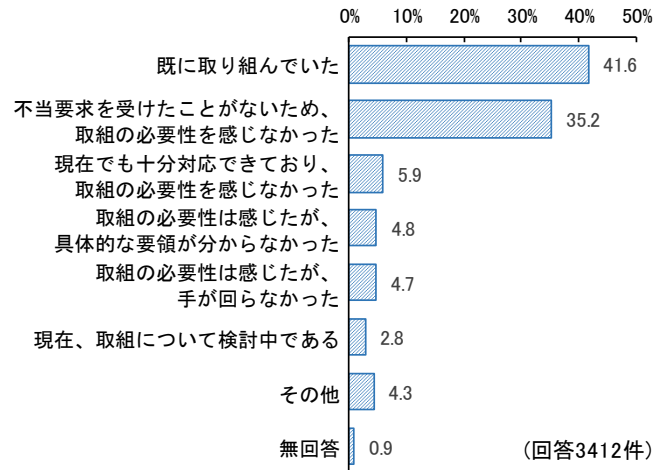
10-1 不当要求等対策の取組内容(複数回答可)

前回調査以降に不当要求等への対策に「取り組んだ」と答えた 3,772 件に、取組内容をたずねると、「職員に対する研修」が 38.0 % と最も多く、以下「不当要求防止責任者の選任」(33.5 %)、「警察による講習、研修の受講」(32.3 %)、「不当要求対応マニュアル等の対応要領の作成」(27.5 %)、「不当要求対応のための要綱等の策定」(27.2 %)と続く。



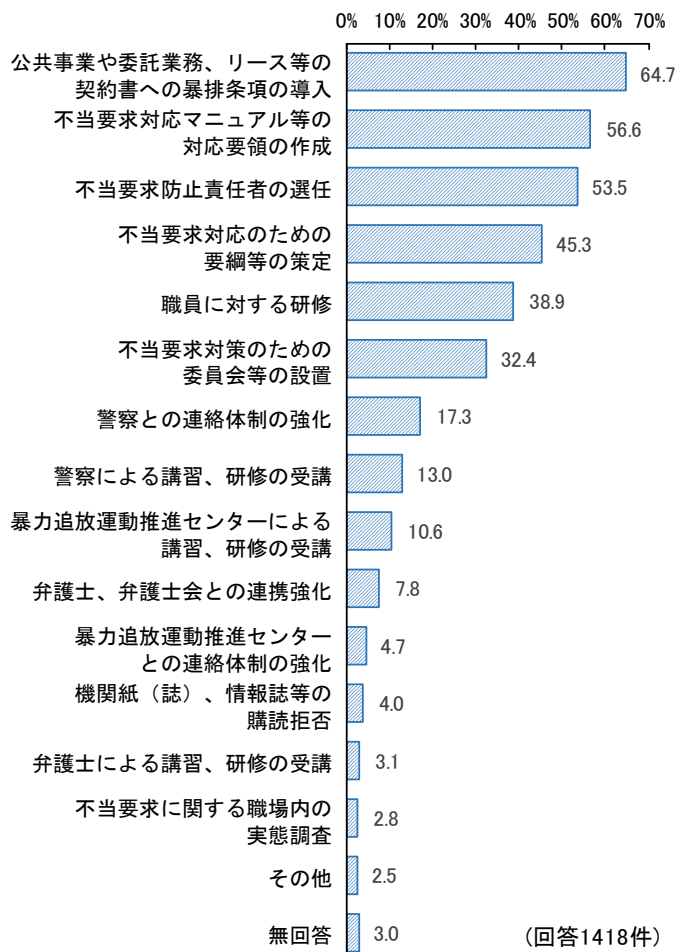
10-2 不当要求等対策の取組を行っていない理由

前回調査以降に不当要求等への対策に「取り組まなかった」と答えた 3,412 件に、取り組んでいない理由をたずねると、「既に取り組んでいた」が 41.6 % と最も多く、以下「不当要求を受けたことがないため、取組の必要性を感じなかった」(35.2 %)、「現在でも十分対応できており、取組の必要性を感じなかった」(5.9 %)、「取組の必要性は感じたが、具体的な要領が分からなかった」(4.8 %)、「取組の必要性は感じたが、手が回らなかった」(4.7 %)と続く。



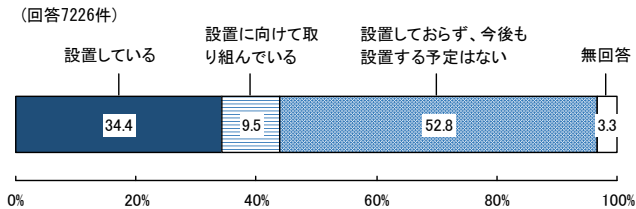
10-3 既に取り組んでいた取組内容(複数回答可)

前回調査以降に不当要求等への対策に取り組まなかった理由として「既に取り組んでいた」と答えた 1,418 件に、取組内容をたずねると、「公共事業や委託業務、リース等の契約書への暴排条項の導入」が 64.7 % と最も多く、以下「不当要求対応マニュアル等の対応要領の作成」(56.6 %)、「不当要求防止責任者の選任」(53.5 %)、「不当要求対応のための要綱等の策定」(45.3 %)、「職員に対する研修」(38.9 %)と続く。



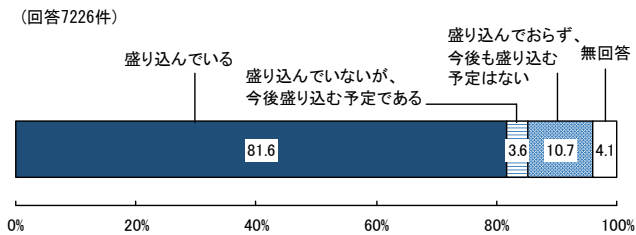
11 専門組織の設置

すべての回答者に、不当要求等の対策として、専門組織（[不当要求行為等防止対策要綱に基づく] 不当要求防止等対策委員会、対策室など）を設置しているかをたずねると、「設置している」が34.4%、「設置に向けて取り組んでいる」が9.5%、「設置しておらず、今後設置する予定はない」が52.8%となっている。



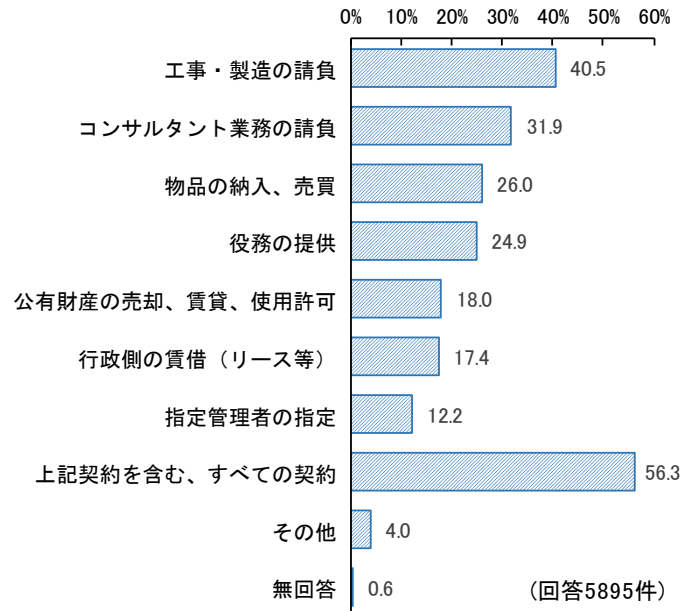
12 契約書・契約規定等への暴力団排除条項の有無について

すべての回答者に、各種契約に際し、契約書や契約に関する規定等に暴力団排除条項を盛り込んでいるかをたずねると、「盛り込んでいる」が81.6%（5,895件）、「盛り込んでいないが、今後盛り込む予定である」が3.6%（263件）、「盛り込んでおらず、今後盛り込む予定はない」が10.7%（774件）となっている。



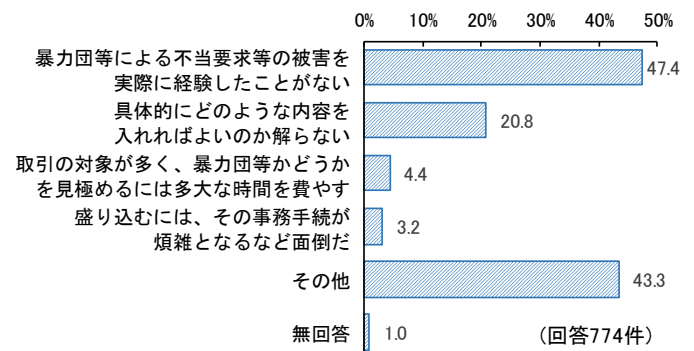
12-1 暴力団排除条項の導入状況(複数回答可)

各種契約に際し、契約書や契約に関する規定等に暴力団排除条項を「盛り込んでいる」と答えた5,895件に、暴力団排除条項が導入されているのはどのような契約かをたずねると、「上記契約を含む、すべての契約」が56.3%と最も多く、以下「工事・製造の請負」(40.5%)、「コンサルタント業務の請負」(31.9%)、「物品の納入、売買」(26.0%)、「役務の提供」(24.9%)と続く。



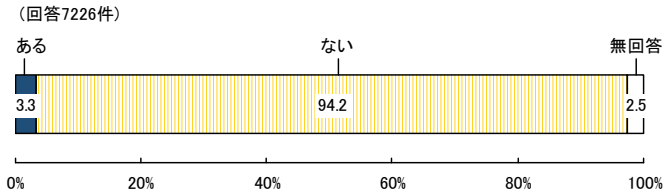
12-2 暴力団排除条項を盛り込む予定がない理由について(複数回答可)

各種契約に際し、契約書や契約に関する規定等に暴力団排除条項を「盛り込んでおらず、今後盛り込む予定はない」と答えた774件に、今後盛り込まない理由をたずねると、「暴力団等による不当要求等の被害を実際に経験したことがない」が47.4%と最も多く、以下「具体的にどのような内容を入れればよいのか解らない」(20.8%)、「取引の対象が多く、暴力団等かどうかを見極めるには多大な時間を費やす」(4.4%)、「盛り込むには、その事務手続きが煩雑となるなど面倒だ」(3.2%)と続く。



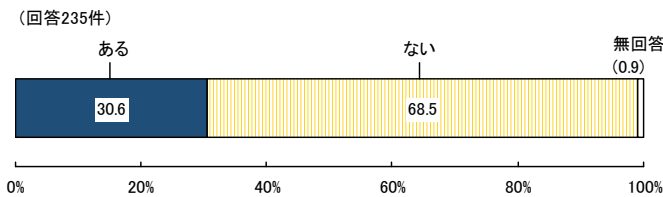
13 暴力団関係企業の排除措置の有無

すべての回答者に、過去に、契約等の相手方業者が暴力団等の反社会的勢力と判明し、あるいは一定の関係が認められたとして、当該業者を契約等から排除するなどの措置をとったことがあるかをたずねると、「ある」が3.3% (235件)、「ない」が94.2% (6,809件)となっている。



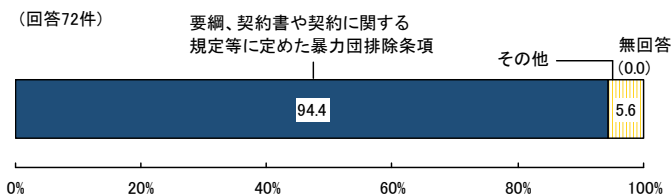
13-1 最近1年間における暴力団関係企業の排除措置の有無

過去に暴力団関係企業として、当該業者を契約等から排除するなどの措置をとったことが「ある」と答えた235件に、最近1年間に、暴力団関係企業として、当該業者を契約等から排除する措置をとったことがあるかをたずねると、「ある」が30.6% (72件)、「ない」が68.5% (161件)となっている。



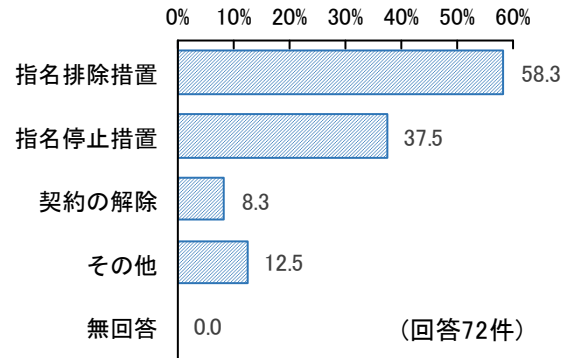
13-2 最近1年間における暴力団関係企業排除の根拠

最近1年間に、暴力団関係企業として、当該業者を契約等から排除する措置をとったことが「ある」と答えた72件に、暴力団関係企業を排除するに当たり、根拠規定となったものをたずねると、「要綱、契約書や契約に関する規定等に定めた暴力団排除条項」が94.4% (68件)となっている。



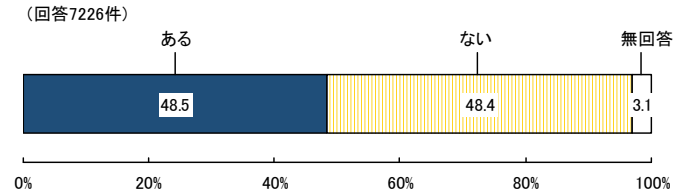
13-3 最近1年間における暴力団関係企業排除の具体的措置(複数回答可)

最近1年間に、暴力団関係企業として、当該業者を契約等から排除する措置をとったことが「ある」と答えた72件に、排除に当たり、具体的にどのような措置をとったかをたずねると、「指名排除措置」が58.3%と最も多く、以下「指名停止措置」(37.5%)、「契約の解除」(8.3%)と続く。



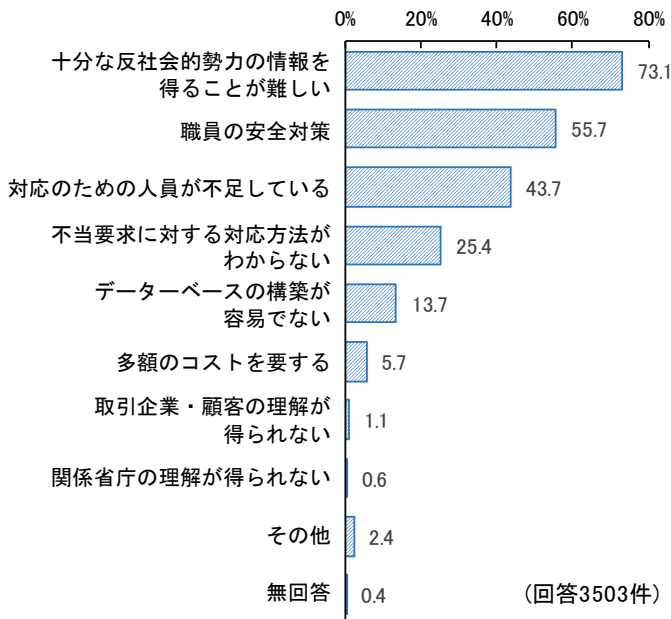
14 不当要求等による被害防止対策の困難性

すべての回答者に、不当要求等による被害を防止するための取組を行うにあたって、困難な点を感じるがあるかをたずねると、「ある」が48.5% (3,503件)、「ない」が48.4% (3,498件)となっている。



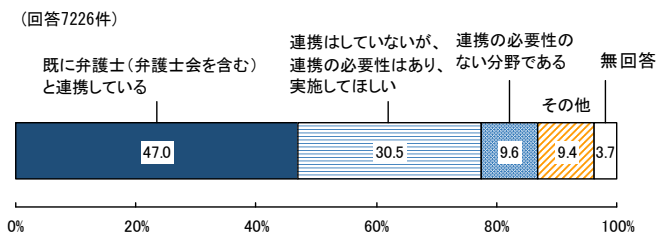
14-1 困難の内容(複数回答可)

不当要求等による被害を防止するための取組を行うにあたって、困難な点を感じるものが「ある」と答えた3,503件に、どのような点が困難かをたずねると、「十分な反社会的勢力の情報を得ることが難しい」が73.1%と最も多く、以下「職員の安全対策」(55.7%)、「対応のための人員が不足している」(43.7%)、「不当要求に対する対応方法がわからない」(25.4%)、「データベースの構築が容易でない」(13.7%)と続く。



15 弁護士との連携

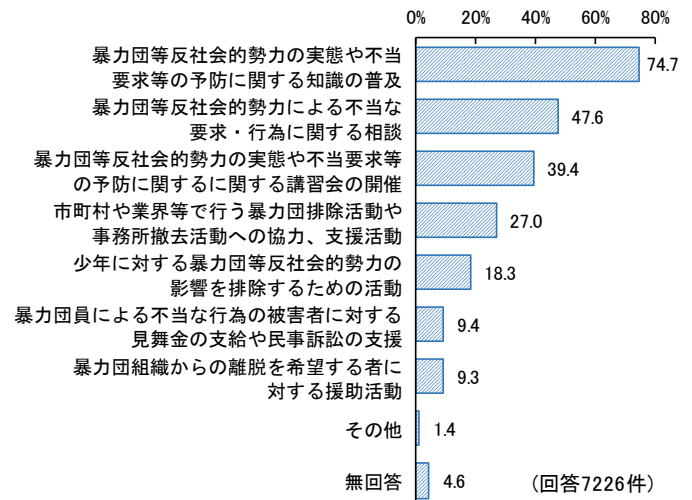
すべての回答者に、不当要求対策としての行政機関と弁護士との連携についてたずねると、「既に弁護士(弁護士会を含む)と連携している」が47.0%、「連携はしていないが、連携の必要性はあり、実施してほしい」が30.5%、「連携の必要性のない分野である」が9.6%となっている。



16 暴力追放運動推進センターの活動への要望

(複数回答可)

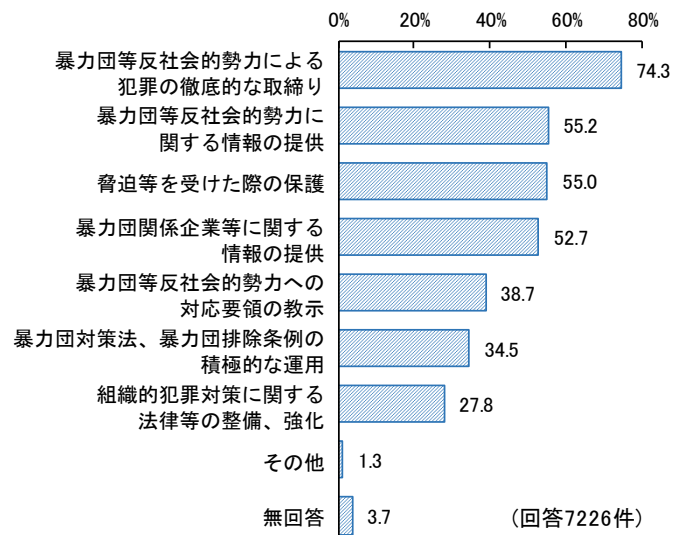
すべての回答者に、暴力追放運動推進センターでとくに力を入れてほしいと考える活動をたずねると、「暴力団等反社会的勢力の実態や不当要求等の予防に関する知識の普及」が74.7%と最も多く、以下「暴力団等反社会的勢力による不当な要求・行為に関する相談」(47.6%)、「暴力団等反社会的勢力の実態や不当要求等の予防に関する講習会の開催」(39.4%)、「市町村や業界等で行う暴力団排除活動や事務所撤去活動への協力、支援活動」(27.0%)と続く。



17 不当要求対策についての警察への要望

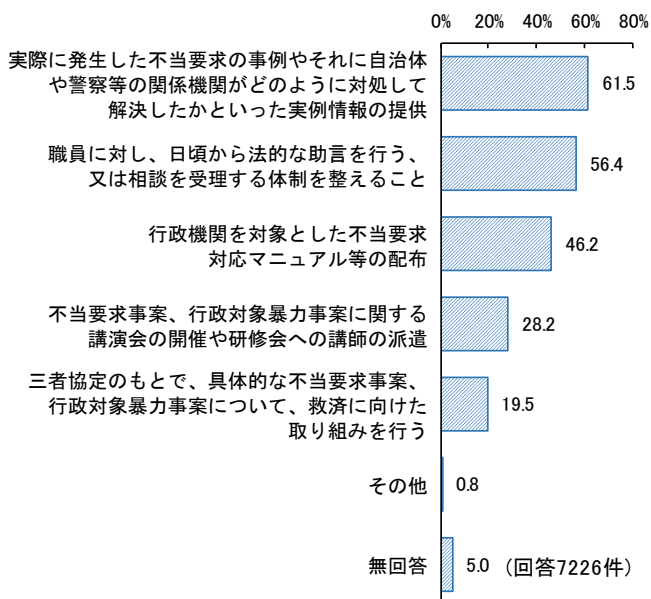
(複数回答可)

すべての回答者に、不当要求対策を推進するに当たり、警察に対してどのようなことを望むかをたずねると、「暴力団等反社会的勢力による犯罪の徹底的な取締り」が74.3%と最も多く、以下「暴力団等反社会的勢力に関する情報の提供」(55.2%)、「脅迫等を受けた際の保護」(55.0%)、「暴力団関係企業等に関する情報の提供」(52.7%)と続く。



18 不当要求対策についての弁護士、弁護士会への要望(複数回答可)

すべての回答者に、不当要求対策を推進するに当たり、弁護士、弁護士会に対してどのようなことを望むかをたずねると、「実際に発生した不当要求の事例やそれに自治体や警察等の関係機関がどのように対処して解決したかといった実例情報の提供」が61.5%と最も多く、以下「職員に対し、日頃から法的な助言を行う、又は相談を受理する体制を整えること」(56.4%)、「行政機関を対象とした不当要求対応マニュアル等の配布」(46.2%)、「不当要求事案、行政対象暴力事案に関する講演会の開催や研修会への講師の派遣」(28.2%)と続く。



調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
調査機関	一般社団法人輿論科学協会

R1.10